

令和4年度第2回 葛飾区障害者施策推進協議会 会議録【要旨】

日 時	令和5年1月31日（火） 午後2時～午後4時
場 所	男女平等推進センター 多目的ホール

<議事>

1 開会

【省略】

2 会長挨拶

◎会長

それでは皆さんこんにちは。日本福祉大学の綿でございます。今日2回目ということで次年度に向けての、一年間のいろいろな調査をベースにして、次年度どういう計画を立てていくかであるとか、あとちょうど第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画が来年度で終了して、いよいよ第7期のほうに移ってくると、そうすると様々な新しい視点の中で福祉サービスをしっかりと構築しなきゃいけないということであるとか、あと障害者総合支援法もやはりいくつか改正が行われていますので、特に今回の、今年度の改正、来年度に向けての改正の中ではやっぱり就労系ですかね。障害者の就労の例えば法定雇用率が上がってくるとか、そういうものが決まっています、法定雇用率が来年度は経過措置の中で段階ですから、上がっていきませんが、障害者の方の働く場をどうやって確保していくとか、あと新しいサービスだと就労選択支援、新しいサービスがスタートします。そうすると様々な事業者がまたこうやって変わってくるので、本当にそういうことにどんどんついていかなきゃいけないのもこの障害者福祉です。正に過渡期なのかなというふうに思います。是非ですね、委員の皆さんは忌憚のない本当に、必要なサービスも含めてご意見頂けたら闊達なこの会議でありたいなと思いますので今回もよろしくお願ひいたします。

傍聴人入場

3 議題

(1) 障害者意向等調査及び障害者団体等アンケートの結果について

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料1」に基づき説明】

◎大矢委員（アムネかつしか）

アンケートを取ったり集計したり、大変なことであったと思います。ただすごく貴重な意見が反映されていて、今後の障害福祉の計画に非常に参考になる数値が出ているのかなと拝見いたしました。私は精神の分野なので、一つ質問させていただきたいのですが、概要版の45ページで、福祉サービスについて現在利用していないという方が69.4%いらっしゃるって7割の方が利用していないということが今回分かったのと、その中で利用したいけれどもできていないのか、それとも、そもそも利用する必要がないと思っいらっしゃるのか、どちらかなと気になりました。それと対応するように、46ページで、今後利用したい福祉サービスというページがあります。そちらに特に利用したい福祉サービスはないという回答が38.2%ありましたので、そうすると30%の人は利用したいけれども今利用できていないという状況なのかと思いました。今後の計画で数値目標などを考える際にこのあたりのニーズを拾えばいいのかなと思ったところです。

◎事務局（保健予防課長）

貴重なご意見ありがとうございます。確かに利用していない方の中に、利用したいが利用できていないという方がいらっしゃる可能性というのはあるので、どういう理由かというのは今わかりませんが、そのあたりの精神の方のニーズを今後も丁寧に拾っていこうと思います。

◎会長

今のご指摘は非常に重要だと思います。自由記述に例えばサービスがないとか放課後等デイサービスが少ないという言葉が出ているわけですね。そうすると自由記述と合わせて考えていかなきゃいけないところもかなりあるのかな、ということを感じます。正にこれを数字で、こういうのが出てくるけれど、本当に足りないのかなとか。あともう一個感じたのが、経年変化を見ることも必要かなと思います。そのあたりもまた分析しながら次の見込み量を作っていただけるといいのかなと思いました。

◎根本委員（手をつなぐ親の会）

各障害別のアンケート結果の中で、やはり地域で安心して暮らしていくために重要なことという欄がありますが、どの障害も障害や病気に対する理解の促進が40%から50%位と、かなり多い、どの障害も全部そこなんですね。障害や病気に対する理解の促進ということについて、区の方ではどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

◎会長

今例えば 34 ページのところ、知的障害の方が安心して暮らしていくために重要なことであるとか、障害や病気について理解促進が必要ということに対して区ではどのようにお考えなのかということのご質問であったと思いますがいかがでしょうか。

◎事務局（障害福祉課長）

どの障害でもこれがほぼ一位になっているということは、非常に大事なことだというふうには考えております。区といたしましても、実施計画を作ってやっていますけれどもその中でも障害の理解の促進ということは挙げておきまして、理解促進講座であるとか、あとは知的障害の方を中心とした、自主生産品販売所を運営していく中で地域の方々に障害がある方の活動等を理解してもらう機会を作るとか、そういった形で理解促進については積極的に進めていこうと考えています。

◎会長

昔は知的と精神の方のあたりの啓発をしないとイケないということでしたが、今はもう障害者全体の中で社会に出ていますので、差別とか偏見とか、まだまだそういう人権の問題も起きたり。ここ最近虐待のニュースとか物凄く多いですね。そうすると社会の中に障害への理解を広げていくこと、人権のこともしっかりと考えていく必要があると感じているところです。

◎副会長

就労に関する統計は回答者全体に対する回答者数に応じて、そのパーセンテージが出ているけれど、本当は生産年齢人口で分けないと指標としてこれから経年比較を見るときに、問題になると思います。今回はこれでいいと思いますけれども学業をしている人とか高齢者と、人口の動態を考慮に入れた分析方法を導入すべきではないかと、これから先これを比較してくると問題があるのではないかと思います。

例えば 7 ページとかです。

就労状況とか仕事関係の状況を拾っていくのに 899 人という母数の回答者数は身体障害者の回答した人全部の数になっていて、結局この中には、年齢の低い方とか逆に高い方が含まれていて、本来の生産年齢人口の人達がどういうふうにいるのか、就労に関して本来関わっているのかという指標をみるにはこの指標だと甘いという気がしますのでその辺は今後配慮いただけると。

◎事務局（障害福祉課長）

確かに、例えば、身体障害者ですと平均年齢が 65 歳を超えているので、これから仕事はしないということもありますので、これにつきましては年齢と活動の状況、収

入等につきまして、もう少し詳しく見ていけるようにしたいと思います。

◎吉永委員（NPO 法人むう）

身体と知的の重複している人は結構な数だと思いますが、重複障害の調査票を作るのは難しいものなのではないでしょうか。

◎事務局（障害福祉課長）

確かに手帳で分けているので、両方の手帳を持っている方はどちらかに回答するという形になっています。吉永委員は、両方持っている方はまた違うニーズがあるのではないかということですね。ただ調査対象者数が少ないという問題があるかと思えますので、今後に向けて実態を把握しながら検討してみたいと思います。

◎会長

国の方でも大きく動いている医療的なケアがある方が地域の中で生きていく、その時のニーズって何だろうとか、そうすると状態像をある程度、少し分けていくこともきっと必要で、他の市町村でいわゆるケアで分けながら、このサンプルを取っていくということをやりはじめてたりとか、これは国の宿題でもあるので医療的ケア児支援法ができて、そういうところをどうしていくかということも、おそらく繋がってくることだと思いますので、手帳による分類だけで本当にいいのかということも今後必要かなとは思いました。

◎長田委員（かがやけ福祉会）

知的障害者の調査のところで、18 ページですけれど、今後は壮年期がどんどん増えて高齢期、私はかがやけ福祉会ですけれど、今高齢化がすごく問題になっておりまして、グループホームでかなり高齢の方が増えてきまして、親・兄弟姉妹と暮らしているという場合もそうですが例えば 40 歳 50 歳になると親がもう 80 歳でずっと見ていたと。グループホームによろやく 50 歳ぐらいで入って、そうすると医療的ケアとか、色々な課題がグループホームにもあります。どうやって地域の中で生活をするか大きな課題で、親の方ももうギリギリのところやっつけてらっしゃる方も多くいらっしゃるというところで、来年度の方針の中に高齢化に対するものをぜひまたみんなで一緒に考えていただければと思います。

前回の会議の時に障害者のスポーツのことを私お話ししましたが、31 ページの地域で生活するというところで、日常的な活動をする場は非常に少なく、スポーツをする場所とか、プールの問題、障害のある方が生き生きと活動できる場所がかなり少ないのと、移動支援を使っても、一時間で帰ってくる。なかなか余暇が充実できていないところがあるので、体験もしていない、行っていない、では悲しいかと思うので、その辺の施策をぜひ来年度にどこか考えていければいいと思いました。

◎事務局（障害福祉課長）

スポーツを行っていないという回答が障害者以外の方に比べて非常に多いというのは感じているところです。スポーツをする機会をなるべく多く作っていきたいと思いますが、できれば障害のある方だけのスポーツではなくて、障害のある方が障害のない方と一緒にできるような機会を作っていくことで最終的には社会参加に繋げていけるといいと考えておりますので、その辺も今後検討していきたいと思います。

◎会長

正にそういう機会を作っていく環境づくりも必要ですし、あともう一つが高齢化に対する対策ですね。通所も入所もたぶん一緒に、特にグループホームはかなり厳しくなっている所って結構多くて、都内でも倒れ始めた。国の施策だったので都内に多いのですが、NPO で始めた小さな、お母さま方が作った一軒家のグループホームというのは、利用者が高齢化すると、例えばお風呂が跨げなくなるとか、問題がでてきます。そうすると、そこに機械を入れるか入れないかという話になってくる、当然そこにはものすごい金額がかかる、もしくは普通の家だから付けられないとかね。あとエレベーターが付けられないとか、そういうことがやはりすごく多くなって、東京都内で、休所したところが僕の知る限りでも、もう2桁いってます。2桁のグループホームが閉じた、親元に戻されたっていう実態があると、これ本末転倒になってきます。だからそうすると看取れるグループホームというのはどういうふうな障害者施設、障害者のグループホームで作っていくとか、そこに対して区の方でどういう補助ができるとか、こういうのってきつとすごく必要になってくるのかなということを感じます。高齢化の、今ご意見のあった、高齢化対策に対してどうするのかっていうこと、これ今東京都の補助事業で、例えば、眠り SCAN とかね、ベッドの下にボードを入れると、パラマウントが出していますけれども、自動的に全部バイタルを取ってくれるみたいなものがあるって、そうするとそれに対して高齢化した時にそういうバイタルをどうやって取るかとか、新しいそういう補助的なものを使っていくことも必要と感じたところなんです。ぜひその辺りも高齢化対策くれぐれもお願いできればなと思います。

◎小堀委員（のぞみ発達クリニック）

福祉サービスの情報源として広報かつしかが一位になっていて、区民の皆さんに定着して素晴らしい発信源であると思いましたが、今の時代、紙媒体よりももう少し効果的に情報を皆さんに伝えられる方法の検討もあっていいと考えました。というのは、情報を得ていない割合は、どの障害者でも多くなっているところを見ると、提供できるサービスがあったとしてもその情報がうまく行き渡らなければ利用していただくというところに繋がらないと思いますので、発信についても今後ご検討いただけたらいいと思います。社会参加とか色々なサービスについて、知らない場合には行おうと

いう気持ちも起きないと思いますので、サービスの充実もお願いしたいと思いますけれども、それを皆さんに知っていただけるような手段についてもご検討をいただきたいと考えました。

先ほどから余暇の話もありますが、放課後等デイサービスを充実、もっと拡充して欲しいというご意見が挙がっているのを拝見しました。学校を出られた後の余暇活動とかお家での過ごし方に困っている親御さんがだいぶ出てきていて、今まで、学校が終わって放課後等デイサービスが預かってくださっていて、18 時くらいまで今までお子様というか、その方がいらっしゃらなかったけれども、急に例えば福祉施設とかでお仕事されたりすると帰りの時間はとても早くなって、その後も時間の過ごし方に困っているというお話も親御さんからお聞きしております。変化が急すぎると親子にとっても大変になってしまうので、放課後等デイサービスを利用している間も例えばもっと違った福祉サービスを利用されていくとか、段階的に移行をしていくようなこともできるようになっていくといいと思います。

◎会長

これもすごく不思議ですよ。学齢期ほど帰ってくるのが遅い。就職とか例えば生活介護あたりになるともう 16 時には帰ってきますからね、生活介護だと、大体うちも 15 時半にバス出発ですから、そうするともう 16 時前に帰ってくる。年齢が高ければ高いほど早く帰ってくるみたいな問題が、実は障害者の世界で起こっていて、それをどうするかというところですね。

◎事務局（障害福祉課長）

課題は認識しています。ただ生活介護の時間を延ばせるかっていうと、それもそれで課題があるでしょうし、課題として認識させていただいて、考えていきたいと思えます。

◎会長

他の市町村では地活を活用しているところもあって、地活って結構長く預かってくれるところが多いので地域活動支援センターで預かってそれで帰ってくるのか。最重度の生活介護だと厳しいけれども、例えばA型とか結構早く帰ってくるので、不思議ですよ、A型になればなるほど早く帰ってくるので、地域活動支援センターに寄って、そこで時間を色々なもので過ごして社会参加しながら帰ってくるというところが、他の市町村であるケースとしてお聞きしていますけれども、色々なアイデアで対応できるかなと思います。

(2) 部会の実績報告について

①葛飾区障害者就労支援部会

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料2」に基づき説明】

◎会長

今後この法定雇用率がどんどん上がっていくにあたり本当に広げていかなければいけない、働いている時間数であるとか、今、いわゆる障害種別が偏ってしまうところがあって、ここを少しでも広げていく。どうしても身体の方は、一般就労ではすごく働きやすい環境にはある。ただもう一個は精神の方もちゃんと働ける環境ということでそこも制限がある。発達障害の方はっていうと、ここは意外とまだうまく働けない。おそらく発達障害の方々は長時間労働が苦手ですね。そうすると、そういう方々に対するどういうサポートがいるかとか、いろいろみんなでアイデアを出していくことが大切ですし、もちろん制度的な就労定着支援がありますから、それをどうやってうまく活用していくかってこともね、当然あると思います。いかがでしょうか。皆さんの方から就労のところで。

【質問等なし】

②身体・知的障害者相談支援部会

◎事務局（障害援護担当課長）

【「資料3」に基づき説明】

◎会長

令和5年の基幹相談支援センターの設置を目指して検討に入っているということもありまして、この後出てきます地域生活支援部会との関連が深くなってくると思います。あと、拠点事業との関連になってきますから、拠点の中の5つの項目の、例えば緊急一時を受けるなどの整備は、基幹とともに連携してやっていかなければいけないという部分があると思います。何かありましたらと思うんですが、いかがですか。

【質問等なし】

③葛飾区精神障害支援部会

◎事務局（保健予防課長）

【「資料4」に基づき説明】

◎大矢委員（アムネかつしか）

私はそちらの精神障害支援部会に参加させていただきました。少人数であるというメリットを生かしてグループワークをしました。会議の前に意見聴取をして挑んだということもありまして盛んな意見交換ができたと思います。

そこがスタートで、これから解決に向けて施策の改善に向けて、繋げていくんだなという期待を持って第1回が終了したかなと思います。盛んな意見交換のできる貴重な場であると思いましたので今後に期待しています。ぜひそちらから吸い上げた課題などが施策の方に反映されていくといいと思っております。

◎会長

精神障害の方って必ず医療と福祉の連携がとても大切だと思いますので、どういう課題があるか、何か意見交換とグループワークの中で出てきたものがあれば教えていただけると。

◎事務局（保健予防課長）

グループワークで普段の課題などを率直に話していただけて大変貴重な意見交換の場であったと思います。医療と福祉の連携という場面で、例えば言葉一つをとってもそれぞれ使っている言葉をきちんと合わせないと齟齬が生じてギャップに繋がっていく課題があるという話がありました。顔の見える関係で普段からやっていく、連携していくことも大切だということ、同じレベルで意見交換ができるようにというような対応をみんなで考えていこうというお話もございました。

◎会長

共通言語を持つことって非常に重要なことでもありますし、今特に国では長期入院の患者の方を早く地域に出しましょうと、第6期障害福祉計画の中でも入っていますが、地域の中でどういう形で受け入れをしていくのか、受け入れ態勢が取れているのか、例えば病院から出た後、地活であるとかデイケアとか、そういうあたりに行って、そしてまた調子悪くなると戻ってくるという、こういう色々な地域の中での精神障害の方の課題ってたくさんあると思います。そういうことも含めてみんなで議論していく場を作っておくというのは必要かなと感じたところです。

◎副会長

精神科関連のところは、例えばこういう会議に精神科の先生に入ってくださいとかしないとこの辺の問題は解決がなかなかしづらいと思います。

それから全般的なことですが、医療との関連という形の中でどういうふうに緊急避難的に医療の方に来ていただくのか、病床の確保とか、施策を作らないと結局コロナ

と同じようなことになって、慌てて病床を作ると言ったって遅いんです。ところが医療側からすると空きベッドを用意しておくとか、そういうことは今の形ではできないんですね。だからその辺の医療のコストの問題などをどういうふうに考えていくかと、かなり根本的なところで議論しないとだめなのかなと心配しています。

◎会長

医療と福祉の連携って色々な部署で出てくると思うので、精神科のお医者さんが委員として入ってくるのは今後大切かなと思ったところです。

④差別解消部会

◎事務局（障害援護担当課長）

【「資料5」に基づき説明】

◎大矢委員（アムネかつしか）

何年か前に差別解消というようなフォーラムに参加したことがありまして、障害者の方の色々なお話を伺った中ですごく印象に残っている言葉があります。その方は車いすの方で、障害者とか差別される世の中だけれども、これからは、障害かっこいいって言われるような、そういうふうに意識が変わってほしいなという発言で、すごく印象に残っていました。また、差別解消という言葉の印象が、どうもマイナスの待遇のところからゼロに移行するというようなイメージがありますが、本当なら、さらにそこからゼロより上のプラス、ゼロで終わりではなく、もっと上を目指していくというような形でこの部会で色々なことが話し合われると良いと思いました。

◎事務局（障害援護担当課長）

障害の理解講座を、今年から新しく聴覚障害のNPO法人が立ち上げた団体に開催をお願いして、その中で子どもたちと手話をやってみたりして、非常に活発に興味深く、良い開催の仕方をしていただきました。その様子を見ていて、障害かっこいいとおっしゃった気持ちも分かって、要はそういったハンデを抱えながら、あれだけの講座を開催したり、手話を楽しく子どもたちに教えてくれたり、そういったことを実践していただいている様子を子どもたちもあの場を見たことで、だいぶ気持ちの受け取り方が変わったかなと思います。寄り添うという気持ちの部分と、そういう方々が社会の中で活躍していらっしゃる姿、そういうところを見られるという部分で、こういった講座は非常に重要かなと考えてございます。

◎会長

差別解消法の勉強会って色々なところで行われて、僕も色々な市町村、東京都の差別解消の勉強会とかやっています。今年度もかなりたくさん色々な行政のみなさん

にお願いされてやっています、その時に一個、この視点ってきつとこれからいるんだらうなって思っているものがあります。合理的配慮の提供が民間も含めて法的義務化されたことはとっても大きいですね。ただ、この合理的配慮の義務化イコールなにか全部要求を飲まなければいけない、ということではないことを学ぶことが大切だと思います。つまり合理的配慮というのは、元々配慮という言葉がおそらく何かをしなければいけないっていう感覚になってしまうのですが、元々英語で言うとアコモデーションという英語ですから、調整という意味合いですよね。そうすると、できるところはやるけれども、ここまではできないよっていうことを、お互いが明らかにしていくことがとても大切だと思います。結局、合理的配慮ってというのは、障害者の人達と一緒に議論していくことが大切で、例えば車いすの人達はスロープを作ってほしいと言うわけですよね。スロープをもっとたくさん作ってほしい、合理的配慮で。でもスロープを作らないでくれという障害者っているわけです。スロープなど作らないでくれ、絶対に、バリアなんで。スロープがバリアになる障害って視覚障害者なんです。視覚障害者はスロープがバリアになるわけで、そうするとそこでもう利害関係が逆になっている、そうすると目の不自由な人達は点字ブロックを作れと言うでしょ。そうすると、肢体不自由の人達はあんなデコボコな道というわけでしょ。となると、合理的配慮というのは下手をするとぶつかり合っちゃうわけです。この間、聴覚障害の方から、音が大きければいいとか情報保障をどうするかとか、そういうことも一人一人によって違うよと聞きました。どこまでできて、どこまでできないかっていうことを、一人一人が困っていることって違うので、そういうことを皆で勉強する、差別解消法の勉強があるといいという意見が他のところで出ていました。勉強会の中に当事者の方々の声をどんどん入れていくことはすごく必要なのかなと思います。家族だってわからないですよ、障害者の今困っていることって、だからそういう意味では当事者本人から聞くこと、今何に困っていますかという一言目が大切なのかなと思います。

ぜひ、当事者の方がたくさん声を出す差別解消の勉強会があると良いと思いました。

◎長田委員（かがやけ福祉会）

防災の観点でみると、地震の際の避難先が学校だったりして、自閉症の人達とか、とてもそこには入れないという問題があって、街ぐるみでそういうことを考えられないかなと。障害によって違うんですよね。車いすの方は街に出て、喫茶店に入りたいというスロープをつけてくれたという事例はあるんですね。障害の方が街に出ていくということはすごく良いことなので、なるべく外へ行こうということですと一貫してやってきたんですけど、防災の時のこともすごくいろんな壁があります。グループホームを作る時も私達すごく苦勞をして、地域の人達に障害があるということだけで、なんで来たんだと、今もかなりあるんですね。合理的配慮はとても良いキーワードなんだけれど、街の中でどういう議論を交わすか、町内の人と一緒に共になって、暮らしやすい街をどうするかという観点で、老人の方も子どもの方も障害の方も

という観点で話し合いができないかなといつも思っています。

◎副会長

障害者をいかに理解していただくかということがすごく大事で、対象が小学生というのはすごくよろしいんじゃないかと思います。いかに多くの小学生に理解してもらって、こういう方が一緒に生活をしていくんだということを素直にわかってもらえる世代に、まず教えておくということが、将来的に繋がることだろうと思います。すごく大事です。大人の世界でいきますと、立場立場の問題が出てきまして、障害者が後ろに置いて行かれてしまうという形が出てしまいよろしくないの、差別解消というよりも、障害者をいかに理解していただくかという機会を、どう作るかというのを模索していった方がよろしいかと思います。例えば災害の訓練でそういう方にお声をかけて参加していただくことも有りだと思います。先程言われたように福祉避難所を作らなければいけないような自閉症の方とかもありますので、その部分というのはまだ葛飾区で、災害の計画の中で実は弱いところをございまして、まだはっきりその辺は出来上がっていない、この辺はこれからの課題として、今年見直しが入りましたので、この先のところで私もその辺を入れていこうと思っていますので、どう配慮をしてあげられるかということの検討はこれからしていきたいと思っています。

◎福祉部長

災害の件と合理的配慮、それから障害者の理解促進、という点ですが、以前ウェルピアかつしかで避難所訓練を行いました。ウェルピアかつしかは町会の避難所という位置付けもあって、もう一つは福祉避難所という位置付けがあった、その両者をどういう位置付けにするかということで、知的障害者、視覚障害者、聴覚障害者の方に実際に来てもらって福祉避難所と一緒に運営しましょうという模擬的な訓練をやりました。そういうことを繰り返す中で実際に、知的障害者、あるいは視覚障害者にどんなことを配慮していかないといけないのかというところを我々も理解するし、町会の方々にも理解してもらって、そういった取り組みをする中で理解を促進できたという面があります。民間の方のご協力もいただきながらそういう場面を複数作っていくことで、障害の理解とか合理的配慮の在り方が考えられないかと、それは災害とリンクしてもいいのではないかと思います。

◎事務局（障害援護担当課長）

地域で話し合うということに関しては、そういう場合は福祉部の別の課で持っているところもございます。それぞれの施設が災害時にどうするかということをもまずは固めていただいて、それを地域の方々と共有していただくという運びになるかと思えます。今、区としてはBCPの導入を今年と来年にかけて、それぞれの施設、事業者に支援しているところをございます。具体的にそれぞれの施設、事業者にはヒアリングに入

り、相談しながら作っていくという段階になっています。介護保険課と一緒に高齢者の施設も一緒に作っています。また基幹相談支援センターができてからの研修として、BCP ができてからの運用であるとか訓練であるとか、そういうところも今後のテーマとして研修に入れていく必要があると考えています。そういった中で事業者さんが自分のところの対応を考えた上で、地域とそれを共有していく形の段階になっていくかと考えております。

⑤地域生活支援部会

◎事務局（障害援護担当課長）

【「資料6」に基づき説明】

◎会長

色々な市町村でばらついているのが、拠点の緊急受入れの緊急の定義がどこにあるんだろうということ。本当に緊急なのか、親にとっての緊急とか色々あるわけです。例えばショートステイ側の方が、全然知らない人がいきなり来た時に、預かれないというふうに断る、都道府県、市町村もあります。そうすると、それは緊急なのだろうか。西東京市は登録制にしている、その登録している人が緊急になった場合に受け入れるという方式になっていて、本当にこれ緊急なのだろうかと思うときもあります。そうすると、ここを整備していかないと、本当に必要な人のところにサービスがいかなくなってしまい、色々な課題が出てきます。一年終わったところで検証することが非常に重要で、緊急がないわけではないんですよ、きっとお母さん達とか家族が何かあったときに、パッと預けたいときがいっぱいあるので、そこを精査していくといいと思いました。

◎事務局（障害援護担当課長）

この部会で、地域生活支援拠点の拠点機能事業所とは何かと話し合い、ショートステイと緊急一時保護を行っていただいている事業所という形になりました。ショートステイは通常のショートステイですが、緊急一時保護は、これは他の自治体ではやっていないかもしれませんが、委託事業で別にやっています。これが正に登録制の部分でございます。確かにショートステイが入った時に、全く登録がない、面識がないような方ですと、なかなか受け辛い部分というのがあると思うんですけど、緊急一時保護で事前に登録している方の情報は渡せるという点で、ショートステイが可能になっています。両方満たす事業所が、今年から拠点事業所に登録していただくことになりました。

◎会長

登録制ということで、今登録を広げていくってことをやっていかななくてはいけない

のでしょうね。

◎事務局（障害援護担当課長）

緊急一時保護として登録いただく方を広げていく必要はあると思います。ただ現実にはショートステイとしても使っていますから、緊急一時保護であれば、区内の方の対応をしていただくというところで、別建てで確保させていただくと。

◎会長

ベッドは別なんですか。

◎事務局（障害援護担当課長）

ベッドが別なわけではなく、例えば数部屋の中でショートステイとして、国補助、都補助の部分で使わなければいけない部分は確保されていて、その事業を妨げない限り、空いている部屋を他の事業で使っていいという国の通知が出ていまして、その点を含めた仕様で契約しています。

◎会長

新しい仕組みなので、こういうものを周知していくことも大切なことと思います。

◎吉永委員（NPO 法人むう）

今この3事業所では医療的ケアの人達の対応はできていないと思います。地域で誰もが暮らしていけるということにおいては、やはり医療的ケアの人や色々な障害の人も受け入れていただけるような短期入所、緊急一時保護ができるように、将来的にどのようにお考えでしょうか。

◎事務局（障害援護担当課長）

医療的ケアは、大変大きな課題だと考えておりまして、看護師などの人材の確保という部分でも大きな問題になっています。人工呼吸器等で介護の方でもできる医療的ケアもありますが、必ずしもそういった介護の方も人材を確保することが事業所の中でも難しいという中で、区としては、都にも要望をかけております。

都の方で、重症、重度のものを持つ、区としてはというと、区も重度の方が多くなっているという中で、やはり受け入れていただいた事業者に支援していくという方向性は必要だと考えております。都や国の方でそういった医療的ケアに特化した補助金もでてきております。そういったところを使いながら、新規の方は働きかけていくというところで、具体的には補助金なのかなと考えているんですけども、エレベーターなり入浴の機材なりを購入するのをお手伝いするだけでなんとかできるという事業所もいらっしゃいます。人材の確保というのが一番大きな課題になってきます

ので、都や国の支援も使いながら立ち上げていきたいという考えであります。

◎副会長

医療的ケアはなかなか難しいと思っています。普通の高齢者ですら、コロナ禍の状況で病院に入れられないという状況が起こっています。病院では介護ってできないんです。ですから、軽症のコロナの人達が、結局介護事業所等に取り残されて、そこでちゃんとゾーニングができ、感染防止がうまく図れているかという、まったくできない。結局そこが、クラスターの温床になるという状況になってしまいます。だから、通常の高齢者でもそういう状態で、その中で障害者の方を、医療的ケアでやるのであれば、別建ての施設などを作らざるを得ないだろうと思います。そこまでやらないと実際には無理です。そこに人材も必要になります。単純に子供の医療的ケアではなく障害のある方、それから高齢化の問題に入りますから、そこにどうケアしていくのかということを含めて考えていかないと一筋縄ではいかない問題だと思います。東京都が高度医療的ケアをやると言っていますが実際には中々存在し得ないというのが今の実情なのかと思います。これをどう含んでいくかは事業計画として立てていくしかないと思います。

◎会長

この医療的な問題、地域の中でというのは、医療的ケアをどこまで入れていくかというところと、そのケアの内容にもよると思います。例えば吸引というレベルのものと、本当に医療的なケアと。私の事業所では、医療的ケア、重心をやっていて、呼吸管理まで受けています。呼吸管理の時の色々な医療的ケアのガイドラインを東京都と相談して作っています。結局、大事なものは人材の問題なんです。ナースをグループホームで雇っていくと当然、赤字になります。そこで、ナースの人件費の補助をしている市町村が結構多くあります。ナースの人件費の補助を入れることによって、対応が可能になるとして、武蔵野市や色々なところがやっています。そうすると医療的ケアの方がショートでとか、緊急で預かれるようになります。あと、これは法律的なものが壁になるかもしれないけれども、例えばグループホームって訪問看護を使えるわけです。そうすると訪看さんを、緊急一時で、たぶん今のところ使えないと思うけれども、緊急一時で、医療的ケアの方のところに、訪看さんが来てくれるとか。ただそこで問題なのが今医療的コーディネーターという人達が、一応国が作って、東京都のほうで研修をやっている、そうすると、医療的コーディネーターの人達は、主治医との連携をやらなくてはいけない。主治医から指示書が出るので、その指示書が緊急の時にできるかできないかの判断は、主治医とコーディネーターの方が調整していかないと、結局、指示書が緊急の時にできなければ、できないです。ナースの手技の問題も含めて、色々医療的なレベルによっても違うので、丁寧に丁寧に議論していきながら、でも一方でこういう医療的なケアの方の緊急一時っていうのはみんな頑張ってる

なければいけないところでもあるので、アイデアを出しながらみんなで議論していくことが大切かなと思います。ぜひ、具体的に、実現できればいい。ここで諦めちゃうと地域でということもできなくなるので。大きな宿題だと思いますけど、お願いできればと思います。

⑥医療的ケア部会

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料7」に基づき説明】

◎副会長

動ける医療的ケア、走れる医療的ケア、信じられないものがあると言われている実態ですが、ひとつは知的障害がどのくらいかというところで、大きく線を引かなければならないと思います。あとは高齢者になった方は、知的障害とか元々の病気の影響による身体障害が強い方が多いですので、そのあたりの配慮は、医療的ケアと身体障害とか精神障害のところを含め、先ほど議論になっていた重なる部分を分けていかないと中々整理がつかないと思います。

小中学校、幼稚園に関しては一つの形はできつつあると思っていて、ある程度これはいけるんじゃないかなという見込みがありますが、その上の年齢層に関しましてはまったく未知数のような要素がありまして、この辺のところではどのくらいニーズがあるのかは十分に把握できていないので、その辺の情報をまとめていただいて提供していただければありがたいと思います。

実はもう一つ考えておかなければならないのは、高齢化の問題があって、色々な障害を持っていた方が、医療的な要素が必要、ケアが必要かどうかはまた別問題かもしれませんが、医療が必要になってくる形が起こってきて、その方達に対してどういう形で医療的に管理していくのか、あるいは医療的ケアとして管理していくことが可能なのかと、その判断が難しいところがあるので、その辺の線引きが今後必要になると思います。私も、小児科医なものですから、内科のその辺に関しては未知数なところがありますので、今後高齢化と共に色々な大きな問題が出てくるんじゃないかというふうに心配をしているところですので、その辺の実態把握を、ぜひここ数年でやっていただけるとありがたいと思います

◎事務局（障害福祉課長）

実際調査をして、一件一件見ていくと色々な課題があり、医療的ケアと一括りにできない部分があるということはわかってきました。部会でも、アンケートを返しても何のメリットがあるのか分からないから返してこないのではないかという意見もあったので、具体的なサービスを提示しつつ、進めないといけないと思っているところです。内容を分析して進めていきたいと思っています。

◎副会長

小児領域と福祉の領域の、意思疎通がこれから必要になると思います。特に小学校、高校ぐらいまでは学校の中での支援となりますが、そこを過ぎた人達というのは、今度就労の問題が出てきて、就労先が全くなく探せないということもあります。僕なんかもずっと小さいころから診ていて、お家でずっと寝たきりで、コンピューターはできるけど技術も持っているけど仕事がないっていう、そういう事例もあります。成人期以降のフォローを小児科医としてはすごく気にしています。もう一つは成人から老年期への移行を、どう考えていくかという2点は、置いてきぼりにされていく部分かと思しますので、福祉部としてそのあたりに着目していただければ良いのかなと思います。

◎会長

加齢に伴う医療的なケアは必ず出てきますから、医療と医療的ケアを分ける、ということは重要な視点だと思います。

あと、利用者の方の声を聞いていると、子ども時代は小児科の先生とか、行政の方も手厚いから主治医がいる、主治医がしっかりとフォローしてくれる、大人になるとお医者さんによっては成人の方の主治医に切り替えてと言われる方が多くて、子ども時代と成人期をどう繋ぐのか、ご家族、お母さん達が悩んでいらっしゃることも多く、課題があるかなと思いました。

(3) 障害者施策推進計画等の策定について

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料8」に基づき説明】

◎会長

次年度の計画等です。計画案を作って、パブリックコメントをやって、みんなで確認しあうという流れだと思いますので、障害福祉計画、障害者施策推進計画などをみなさんと議論していただければと思います。

4 その他

(事務連絡)

◎会長

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回葛飾区障害者施策推進協議会を終了したいと思います。

5 閉会